株式会社よしなが

事故発生防止のための指針

１　事故防止の基本姿勢について

当運営施設は、入居者様が安心して日々の生活が送れるように事故防止の指針を定める。

（１）事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを行う。また、事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、事故を未然に防ぐために必要な研修や知識の習得に努める。

（２）リスクマネジメント体制整備

各施設で定めるマニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに記録を作成するとともに、行政に報告が必要な事故については行政に報告を行う。また、日々のミーティング、事故防止委員会でその内容について検討する。

２　事故防止委員会について

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応ができるよう、施設の安全管理体制の推進を目的として事故防止委員会を設置する。

（１）構成委員について

管理者、介護・看護職員等で構成する。

（２）開催回数について(虐待防止委員会・身体拘束防止対策委員会と同時開催)

定期的に開催し、介護事故発生の未然防止、事故の原因分析及び再発防止等の検討を行う。また、必要に応じて随時開催する。

（３）役割について

①マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備

介護事故等の未然防止のため、マニュアル、ヒヤリハット、事故報告等を整備するとともに内容の見直しを定期的に行う。

②ヒヤリハット、事故報告の分析及び改善策の検討及び周知徹底

報告のあったヒヤリハット、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。また、職員に対して改善策の周知徹底を図る。

３　職員研修について

事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、定期的に職員研修を実施する。

４　事故発生時の対応

（１）利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は、利用者様に対し必要な処置を講じる等、適切な事故対応を行う。また、事故の状況及び処置については必ず記録をする。

（２）家族等に対する連絡・説明

事故発生時には身元引受人や家族に対して速やかに連絡を行い、事故発生状況及び施設職員の対応状況を報告する。

。

（３）その他の連絡・報告について

所在市町村、保険者、指定権者（届け出をした自治体）に対して介護事故等の必要な報告を行う。

附　則　この指針は、　　2025 年　7 月　1 日から適用する